

乗務員教育記録簿用紙

西北交通株式会社

乗務員への指導・監督の記録

実施月日	令和7年/月2日
時間	9時00分～10時00分
場所	北上本店営業所
	非公開

検印 非公開

営業所名 北上本店営業所 矢巾営業所

【一般的な指導事項】

- ①事業用自動車を運転する心構え
- ②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③事業用自動車の構造上の特性
- ④乗車中（運行中）の旅客の安全を確保（シートベルトの着用等）するために留意すべき事項
- ⑤旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ⑥主として運行する経路若しくは、経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑧運転者の運転適性に応じた安全運転の指導
- ⑨交通事故に関わる運転者の生理的（睡眠不足等）及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ⑩健康管理の重要性
- ⑪安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑫ヒヤリット体験の報告や運転にかかる苦情の申し出、又は事故が発生した場合には当該運転者に対してドライブレコーダーにより必要な指導を行う
- ⑬⑭のドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリット体験を共有する
- ⑮非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導

※ 健康管理の重要性

1 健康 起因の事故と健康管理の必要性

(1)疾病が要因の交通事故

バス運転者は、不規則な業務形態から、生活習慣病を患う人が多くなっています。これらの疾病を要因としている事故も多く発生しており、心臓疾病による運転者の死亡率も高くなっていることを認識させましょう。

(2)健康診断の受診の必要性

労働安全衛生法に基づく「労働安全衛生規則」では、事業者は、労働者に対して定期的な健康診断を行うことが義務付けられています。健康診断は、健康状態をチェックする大切な機会です。必ず、受診させるとともに、診断内容に基づく指導を行うことが必要です。

(3)ストレスチェック等の 受診の 必要性

労働安全衛生法により、労働者が50人以上いる事業場にあつては、毎年一回、ストレスチェックを常時雇用する労働者に対して実施することが義務付けられています。

ストレスチェックは運転者が自分のストレスの状態を知ること、精神面の健康管理に取り組みこと等により、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。運転者が受診できる体制を整えるとともに、職場環境の改善に努めることが必要です。

2 健康管理のポイント

(1)身体面の健康管理

バス運転者は、単独で判断する、とっさの対応が必要、同じ姿勢で何時間も過ごすなどから、心身の状態が運行に及ぼす影響は大きく、健康状態を保持することが必要不可欠であることを認識しましょう。

(2)精神面の健康管理

裏面へ

	<p>心の病気など精神面の健康状態は運行に影響を及ぼし、交通事故の要因に成り得ることを説明しましょう。運転者の心の病気のサインは色々なところに現れます。自ら、または周囲が一刻も早く気づき、ストレスとなる原因を取り除くように努めることが必要不可欠です。セルフチェックの手段などの情報提供を行いましょう。また、身体的な疲労が精神面に影響を及ぼすこともありません。運行管理者は、運転者の適切な労務管理を徹底しましょう。</p>
	<p>※ 1月の重点管理（年間の運転指導計画を立てよう）</p>
	<p>【年始の安全運転宣言】 1年間 無事故・無違反目標に</p>
指導・教育の内容	<p>● 指導計画は適宜見直しを図ろう</p>
	<p>年初に1年間の指導計画を立案し、従業員に周知しておく。計画は事故や違反の発生状況等により、都度見直しながら進めていく。</p>
	<p>● 効果検証で指導の質を高めよう</p>
	<p>指導のたびに、結果の確認と効果の検証を行い、次回の指導へとつなげるPDCAサイクルを確立し、指導の質を高める。</p>
	<p>● 年始の気の緩みを引き締めよう</p>
	<p>休暇明けの気の緩みから事故・違反が発生しないように、年始に全社で安全宣言を行うなどして従業員の気を引き締める。</p>